

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月21日（月）午後3時55分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 35名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村 吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本 荒侍	○		5番	井関 吉博	○		6番	菊池 茂守	○	
7番	泉原 猛男	○		8番	大久保 卓	○		9番	酒井 馨一	○	
10番	三好 國則	○		11番	三瀬 昇	○		12番	武田 孝司	○	
13番	五藤 忍	○		14番	上甲 憲章	○		15番	土居 賢一	○	
16番	高岡 常夫	○		17番	志波 豊	○		18番	片岡 政志	○	
19番	二宮 清治	○		20番	兵頭 暁彦	○		(欠員)			
22番	谷口 健作	○		23番	高橋 真也	○		24番	河野 哲	○	
25番	清家 純一	○		26番	清水 栄一	○		27番	平井 一清	○	
28番	山内 正紀	○		29番	出水 洋一	○		30番	角藤 博文	○	
31番	城内 正		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣 公三	○	
34番	芝 幹夫	○		35番	三瀬 重綱	○		36番	濱田 増人	○	
37番	久重 儀之	○		38番	大塚 康倫	○					

4. 欠席委員 1名 31番 城内 正

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第14号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第15号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第16号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第6 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第17号 西予市農業委員会内部規定の一部改正について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志
農地係長 井上 誠教

事務局次長 木崎 真近
農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 ただいまから令和7年4月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。
宇都宮会長	こんにちは。やっと最後の総会となります。会長就任後の初総会で欠席をするなど、皆様にはご迷惑をおかけしましたが、ありがとうございました。私事ですが、いろいろと3年間勉強をさせていただきまして、お礼を申し上げます。また、事務局の皆さん、どうもありがとうございました。簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。
亀岡局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。
宇都宮会長	それでは、ただいまから4月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員18名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、31番 城内委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。 次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 それでは、5番 井関委員、35番 三瀬委員のお二人にお願いします。
宇都宮会長	次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。との声)
宇都宮会長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第3、報告第14号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第14号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから8ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が6件、使用貸借権の解約が44件となっています。なお、ほとんどが野村町太田地区の基盤整備に伴う耕作者変更に伴う解約になります。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第4、報告第15号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第15号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の9ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、城川町土居、●●●●から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員7番 泉原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。

宇都宮会長	4番、5番をお願いします。
34 番芝委員	整理番号4番の案件につきまして、34 番芝が報告いたします。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことであります。4月13日に宇都宮農業委員と現地確認を行いました。申請地は農地として耕作されており、一部はすでに野菜が栽培されておりました。すべての許可要件を満たしており、周辺農地並びに地域農業への影響はないと思います。
34 番芝委員	引き続き、整理番号5番の案件につきまして報告いたします。まず、申請地は農水省・県が進める中山間地域農業総合整備事業による圃場整備事業の工事が行われている地域の一部にあります。渡人が高齢で、近い将来亡くなられた場合など、様々な申請や手続きが複雑化、困難になることに鑑み、農事組合法人代表者の受入との所有権移転申請に至ったようです。先ほどの案件同様、4月13日に農業委員の宇都宮氏と現地を確認いたしました。令和15年には工事が終了する予定で、終わり次第すべての農地を利用することなど、問題はないと思います。
宇都宮会長	6番をお願いします。
29 番出水委員	6番の案件につきまして、29 番出水が報告します。受人は、現在居住している借家とともに隣接する農地を購入するということです。初めての農地取得となり、営農計画書も提出されております。4月16日に片岡農業委員と現地確認を行いました。農地には防草シートが張られていますが、一部は畑として野菜の栽培がされており、取得後は全体で季節野菜の栽培を行うということです。周辺農地並びに地域農業への影響はないと思います。
宇都宮会長	7番、8番をお願いします。
25 番清家委員	整理番号7番の案件につきまして、25 番清家が報告します。渡人と受人は以前から農地の交換を考えており、今回の案件に至りました。受人は許可要件をすべて満たしており、問題ないと思います。また申請地は農地として耕作されていることを4月19日に三好農業委員と確認しました。
25 番清家委員	8番につきまして、25 番清家が報告します。整理番号7番の案件と同様に、渡人と受人は以前から農地の交換を考えており、今回の案件に至りました。受人は許可要件をすべて満たしており、問題ないと思います。また申請地は農地として耕作されていることを4月19日に三好農業委員と確認しました。
宇都宮会長	9番をお願いします。
38 番大塚委員	整理番号9番の案件につきまして、38 番大塚が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後においてはすべての農地を利用すること機械、労働力、技術など問題がないことから、許可要件を満たしております。4月14日に高岡農業委員と現地確認しました。申請地は農地として耕作されています。周辺農地並びに地域農業への影響はないと思います。
宇都宮会長	10番をお願いします。
20 番兵頭委員	整理番号10番の案件につきまして、20 番兵頭が報告します。申請地のとなりに渡人の

	両親が住んでいましたが、亡くなってから空き家となっていました。2人の子どもがいます。帰ってくる予定が無いので、知り合いに家を貸したりしていました。受入とは、仕事場が近く知り合いだったため、家の購入と一緒に農地の相談もしたということであり、受入は初めての農地取得になりますが、実家で20年以上の耕作経験があるということで、営農計画書の提出もありましたので問題ないと思います。農業用倉庫もあり、機械、労働力、技術、通作距離等、許可要件をすべて満たしております。4月15日に上甲農業委員さんと現地確認を行いました。問題ありませんでした。
宇都宮会長	11番をお願いします。
26番清水委員	整理番号11番の案件につきまして、26番清水が報告します。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などからみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は田として耕作されていることを4月15日に二宮農業委員と確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。日程第6、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から11番までの11件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第6、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から11番までの11件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第7、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	議案第16号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は5件で、権利別では所有権移転の売買が5件となります。

	の申請は、申請人が親と同居していますが、手狭であるため両親の老後を考慮し、実家周辺に自己住宅を建設したいとのことです。敷地内を整地し、土砂の流出を防止し、周辺に被害が及ばないようにするととのことで、周辺農地への支障はないものと思われます。
宇都宮会長	5番をお願いします。
3 番三好委員	整理番号5番を3 番三好が報告します。4月15日に角藤農業委員と譲受人立ち合いの下、現地確認を行いました。譲受人は、不動産賃貸業を営んでいますが、顧客の●●●●●有限会社が事業拡大により、飼料置場が不足しているため、申請地を事業用地として整備し●●●●●有限会社に貸し出したいとのことです。現地はすでに工事着手され、整備中でしたが、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。始末書も提出されていることを確認しております。
宇都宮会長	現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。
宇都宮会長	ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告お願いいたします。 (補足説明なし)
宇都宮会長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
宇都宮会長	質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。 日程第7、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から5番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
宇都宮会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第7、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から5番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第8、議案第17号「西予市農業委員会内部規定の一部改正について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。 なお、この案件につきましては、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の採決を求めますので、よろしくお願いいたします。
木崎次長	議案第17号「西予市農業委員会内部規定の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書の13ページから15ページをご覧ください。今回の改正案の主な内容は、令和7年4月1日付施行の法律改正に伴い、該当箇所の表記等を変更するものです。

	具体的には、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の嘱託登記の部分を削除、基盤法の所有権移転の判断基準を農地中間管理事業の特例事業（農地売買事業）を活用する場合の要件に変更しております。その他、文言の軽微な修正を行っております。 なお、このことについては、3月定例会後の役員会にてお諮りしたところ、内部規定を改正してはということとなり、今定例会に議案として提出させていただきました。 以上で、「西予市農業委員会内部規定の一部改正について」の提案説明を終了します。
宇都宮会長	事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。 （質疑なし）
宇都宮会長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第8、議案第17号「西予市農業委員会内部規定の一部改正について」原案のとおり、決定することに賛成する農業委員並びに農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
宇都宮会長	全員賛成と認めます。 よって、日程第8、議案第17号「西予市農業委員会内部規定の一部改正について」原案のとおり決定しました。
宇都宮会長	以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。
亀岡局長	ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。 午後4時25分閉会 議事録署名委員 会 長 5 番 委 員 35 番 委 員